

公布された規則のあらまし

◇静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

県産品の海外における販路の拡大の推進等を行う体制を強化するため、経済産業部産業革新局に通商推進室長を置くこととしました。（第67条関係）

2 施行期日

この規則は、平成28年11月1日から施行することとしました。